
洲本市津波避難計画

平成 29 年 4 月

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の修正	2
第4節 用語の説明	3
 第2章 避難対象地域の指定	 4
第1節 津波浸水想定区域.....	4
第2節 避難対象地域について.....	6
第3節 避難困難地域の指定.....	9
 第3章 避難場所、避難路等の指定	 10
第1節 避難場所等の設定.....	10
第2節 避難経路の設定.....	13
 第4章 各地域の津波避難計画	 14
 第5章 初動体制	 27
第1節 配備体制と職員参集.....	27
第2節 住民等への情報受信・伝達体制.....	30
 第6章 平常時の津波対策に関する教育、啓発	 32
第1節 地震・津波防災上必要な教育及び啓発.....	32
第2節 防災訓練の実施.....	33
 第7章 その他留意事項	 34
第1節 港湾・海岸利用者、観光客等の避難対策.....	34
第2節 海岸保全施設の閉鎖	34
第3節 災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難支援.....	35
第4節 防災業務に従事する者の安全確保	35

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画書は、南海トラフを震源とする地震等が発生した場合及びその他の要因で発生する津波の影響及び対応について、下記のレベル区分を設定し、各事象に基づく効果的な災害対応を行うことにより、市民の生命及び身体の安全を確保することを目的として作成する。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会により示された最大クラスの津波のL2津波は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、また、L1津波は、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの本市に被害をもたらす可能性があると考えられる津波である。

洲本市津波避難計画(以下、「本計画」という。)では、南海トラフ巨大地震による L2 の「最大クラスの津波」については、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な避難を実現することを目的とし、L1 津波については、現実的な対応に基づき、混乱を生じることなく住民の安全を確保することに努めるものとする。

レベル	定義・考え方	津波浸水予想地域
L1	南海トラフを震源とする地震以外(淡路島周辺を震源とする地震を除く)の影響により、津波警報が発表された場合	平成16年度兵庫県津波被害想定調査業務(兵庫県津波研究会)に基づく、洲本市の浸水区域
L2	南海トラフを震源とする地震の影響により、大津波警報・津波警報が発表された場合及び南海トラフを震源とする地震以外で大津波警報が発表された場合	平成26年度改訂版洲本市地域防災計画津波災害対策編の P231～P240【平成25年12月24日兵庫県公表のケース1(レベル2)】

最大クラスの津波(L2津波)

■津波レベル：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

■基本的な考え方

- 住民等の生命を守ることを最優先として、どのような災害であっても行政機能、病院等の最低限必要十分な社会経済機能を維持することが必要である。
- このため、住民等の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、取りうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要である。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、洲本市域防災計画の下位計画と位置づけ、洲本市地域防災計画第2編津波災害対策編に定める災害応急対策計画における、津波から命を守るための迅速かつ的確な避難という観点から、地震・津波発生直後から津波終息までの期間における住民等の生命、身体の安全を確保するための内容を定めるものである。

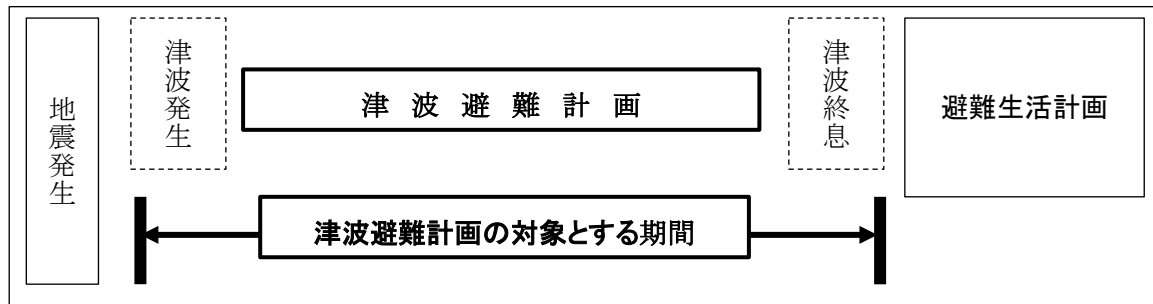


図2 津波避難計画の対象とする期間
(消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」平成25年3月)

第3節 計画の修正

本計画は、東日本大震災における津波被害を踏まえた最新の知見から、中央防災会議が取りまとめた「南海トラフ巨大地震」発生時の津波被害想定及び兵庫県による被害想定を踏まえて作成したものであり、今後についても、津波浸水想定の更新、避難場所、避難経路等の環境、社会的状況などの変化に合わせる等、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第4節 用語の説明

本計画において使用する用語の意味は、次のとおりである。

表 1 本計画内での用語の意味

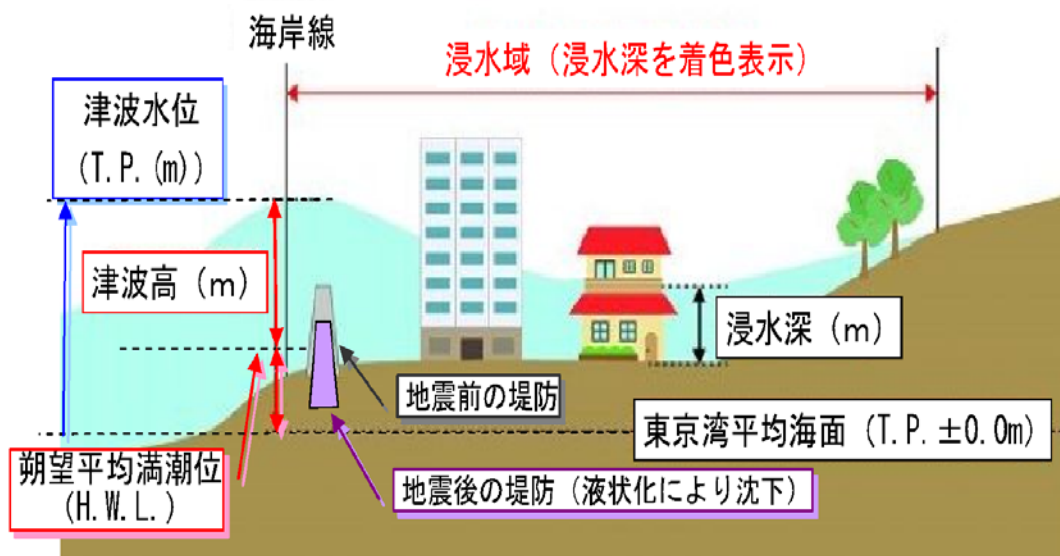
用語	用語の意味等
津波水位	津波襲来時の代表地点ごとの海面の高さを標高で示した値で、東京湾平均海面（T. P. $\pm 0\text{m}$ ）からの高さを表示
浸水域	海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域をいう。
浸水深	陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さをいう
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水区域をいう。浸水深毎の色分け表示を行う。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
避難経路	避難対象住民及び、自主防災組織が設定する。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点を言う。

（参考：津波水位、浸水域、浸水深は兵庫県「南海トラフ巨大地震の津波浸水想定について（解説）」

平成 25 年 12 月 24 日公表、

その他は消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」平成 25 年 3 月）

●津波水位・津波高・津波浸水深の参考図

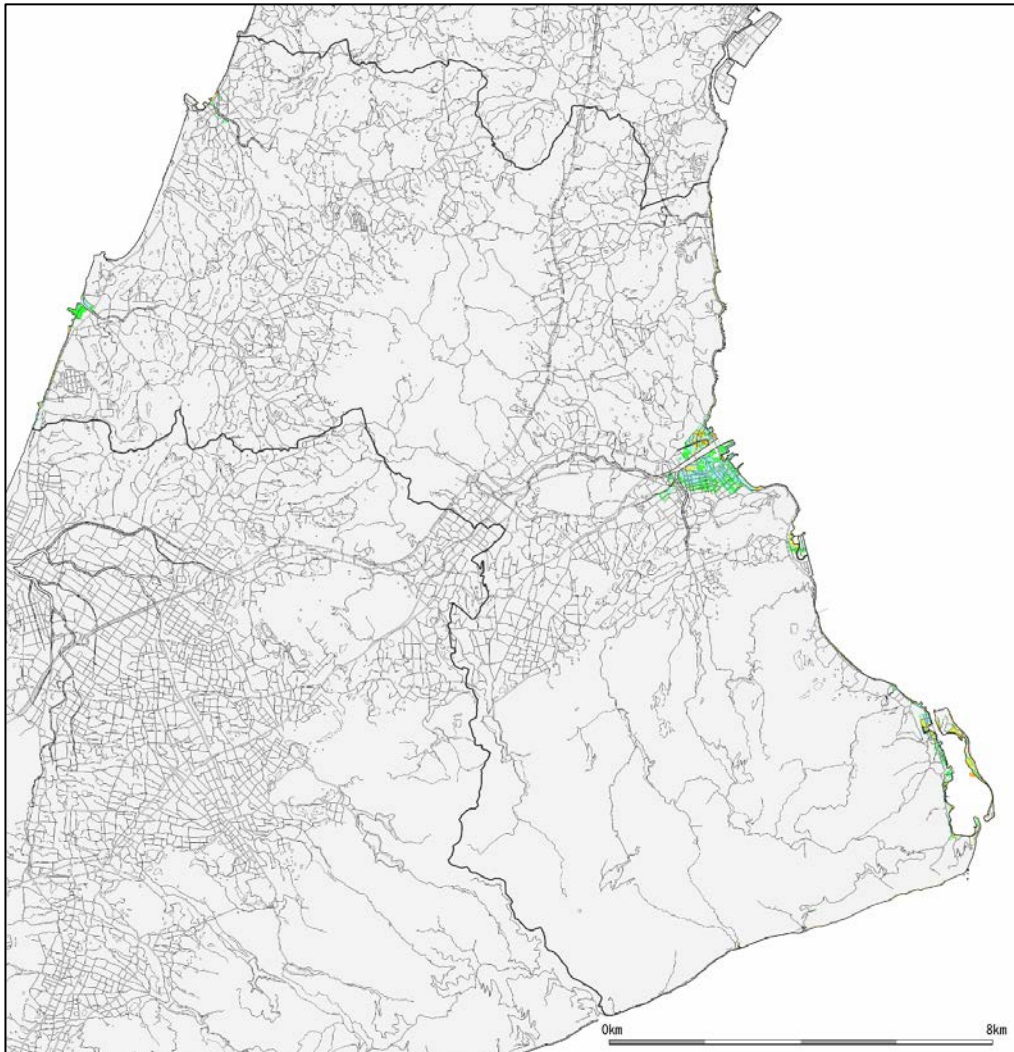


第2章 避難対象地域の指定

第1節 津波浸水想定区域

1 兵庫県津波浸水想定の実施

兵庫県が、国の南海トラフ巨大地震による津波想定(平成 24 年 8 月 29 日発表)を踏まえ、作成した洲本市の津波浸水想定図



(兵庫県「津波浸水想定図(淡路市)」平成 25 年12月24日公表)

2 洲本市における津波浸水想定範囲等

平成26年6月に兵庫県が公表した洲本市における浸水面積、最大津波水位および最短津波到達時間は、以下のとおりである。

○洲本市の浸水面積、最大津波水位、最短津波到着時間

浸水面積	全体	215ha
	浸水深0.3m以上	156ha
	浸水深1.0m以上	65ha
	浸水深2.0m以上	22ha
	浸水深3.0m以上	5ha
	浸水深4.0m以上	2ha
	浸水深5.0m以上	微小
最大津波水位		5.3m
地震発生後 最短津波到着時間(+1m)		44分

○洲本市各地区における津波到達時間、津波水位

	津波到達時間	津波水位(単位:TP)
洲本港周辺	約58分	約2.77m
由良地区	約56分	約2.85m
上灘地区	約44分	約5.24m
都志地区	約84分	約1.76m
鳥飼地区	約77分	約1.84m

第2節 避難対象地域について

1 洲本市における避難対象地区

○【L2】南海トラフを震源とする地震の影響により、大津波警報・津波警報が発表された場合及び
南海トラフを震源とする地震以外で大津波警報が発表された場合

対象地区		対象住民数等			備考	
内町地区	海岸通一丁目	119	世帯	215	人	
	海岸通二丁目	150	世帯	303	人	
	山手一丁目	150	世帯	271	人	
	山手二丁目	79	世帯	137	人	
	本町一丁目	178	世帯	367	人	
	本町二丁目	133	世帯	273	人	
	本町三丁目	167	世帯	297	人	
	本町四丁目	143	世帯	281	人	
	栄町一丁目	29	世帯	54	人	
	小路谷	436	世帯	700	人	県道76号洲本灘賀集線から海側の区域に限る
外町地区	栄町二丁目	84	世帯	150	人	
	栄町三丁目	165	世帯	336	人	
	栄町四丁目	85	世帯	159	人	
	山手三丁目	75	世帯	144	人	
	本町五丁目	100	世帯	189	人	
	本町六丁目	136	世帯	265	人	
	本町七丁目	148	世帯	301	人	
	本町八丁目	178	世帯	314	人	
潮地区	炬口	16	世帯	34	人	
	炬口一丁目	151	世帯	287	人	
	炬口二丁目	205	世帯	398	人	
	塩屋一丁目	25	世帯	52	人	
	塩屋二丁目	146	世帯	307	人	
	塩屋三丁目	44	世帯	80	人	
	宇山一丁目	176	世帯	355	人	
	宇山二丁目	80	世帯	170	人	
物部	物部一丁目	693	世帯	1445	人	
	物部二丁目	267	世帯	566	人	
	物部三丁目	412	世帯	801	人	
上灘地区	相川	23	世帯	37	人	沿岸部周辺

対象地区		対象住民数等			備考	
由良地区	由良一丁目	375	世帯	614	人	市道由良中央線から海側の区域
	由良二丁目	161	世帯	298	人	市道由良中央線から海側の区域
	由良三丁目	229	世帯	436	人	
	由良四丁目	350	世帯	649	人	
	由良町由良	382	世帯	832	人	
	由良町内田	190	世帯	458	人	市道内田線から海側の区域
中川原地区	厚浜	98	世帯	207	人	国道 28 号から海側の区域ならびに市道東中央道、市道厚浜学校線、市道石ヶ谷厚浜線、市道名古屋線で囲まれた区域
安乎地区	平安浦	469	世帯	1155	人	国道 28 号から海側の区域
都志地区	都志	332	世帯	754	人	主に住吉川下流部周辺
	都志万歳	315	世帯	664	人	主に都志港周辺
鳥飼地区	鳥飼浦	563	世帯	1256	人	市道西の脇線以南の県道 31 号福良江井岩屋線から海側の区域

※世帯数及び人数については備考の内容を考慮していない（平成29年2月28日現在）

○【L1】南海トラフで発生した地震以外（大阪湾等淡路島周辺で発生する地震を除く）の影響による津波警報発表時の避難対象地区を下記のとおりとする。

対象地区		対象住民数等				備考
潮地区	塩屋二丁目	146	世帯	307	人	主に市道塩屋炬口線周辺及び国道28号線以東
	塩屋三丁目	44	世帯	80	人	全域
	炬口一丁目	151	世帯	287	人	全域
	炬口二丁目	205	世帯	398	人	主に市道塩屋炬口線周辺
上灘地区	相川	23	世帯	37	人	沿岸部周辺
由良地区	由良三丁目	229	世帯	436	人	主に江後湾周辺
	由良四丁目	350	世帯	649	人	主に江後湾周辺
	由良町由良	382	世帯	832	人	主に由良中学校以南における県道洲本賀集周辺
都志地区	都志	332	世帯	754	人	主に住吉川下流部周辺
	都志万歳	315	世帯	664	人	主に都志港周辺

※世帯数及び人数については備考の内容を考慮していない（平成29年2月28日現在）

【注意事項】

避難対象地区については、大津波警報、津波警報が発表される区域による。

大津波警報発表の場合は L1、L2 の基準にかかわらず、上記の対象地区に「避難指示」を発令するものとする。その他については、状況により、市長が発令内容を決定するものとする。

L1 の津波で津波警報が発表された場合は、すべての防潮ライン施設及びその他海岸施設・河川施設が機能する場合は、潮位、河川水位等の状況を考慮し、避難勧告の発令の必要性を検討することとし、発令する場合の対象地区については、潮地域は、塩屋地区、由良地区は由良町由良(由良中学校以南における県道洲本賀集周辺)、都志地区は都志(住吉川下流部周辺)とする。

参考

津波予報区

本市の津波予報区は、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の2予報区に分けられている。

市 名	地 域 名	津 波 予 報 区
洲本市	洲本地域沿岸部	淡路島南部
	五色地域沿岸部	兵庫県瀬戸内海沿岸



第3節 避難困難地域の指定

1. 避難困難地域の設定

避難困難地域とは、津波来襲時に安全な場所まで避難することが困難な地域であり、今後の防災対策（避難場所設置、避難路整備、避難ビルの指定、浸水の軽減など）の中で、特に重要な地域であるが、洲本市においては、避難困難地域は存在しない。

【参考】津波避難困難地域の検討条件

南海トラフ巨大地震が発生した場合、洲本市への津波(+1m)は、洲本市街地では地震発生後約58分後から到達すると想定されている。このことを考慮した避難可能範囲を検討した場合、全地域において津波浸水想定区域外に十分に避難することが可能と考えられるため、洲本市においては避難困難地域を設定していない。

しかし、高齢者や要介護者等の避難行動要支援者や、避難が遅れた者は、避難に時間が必要であることに注視し、下記の本市における徒歩による避難可能距離の試算結果を参考にし、特に配慮が必要であることに留意する。

兵庫県試算の洲本市の徒歩による避難可能距離の試算結果

1m津波到達時間 (分)	避難可能距離			
	歩行速度1.0m/秒 (3.6km/h)の場合		歩行速度0.5m/秒 (1.8km/h)の場合	
	避難開始時間 :15分の場合	避難開始時間 :5分の場合	避難開始時間 :15分の場合	避難開始時間 :5分の場合
	44分(上灘地区)	1,800m	2,400m	900m

「市町津波避難計画策定手引き」P24 図表13

第3章 避難場所・避難経路等の指定

1節 避難場所等の設定

1 避難目標地点の設定

洲本市は、津波浸水想定区域を基に、地区ごとの避難目標地点を設定した。

(1) 避難目標地点設定の考え方

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

地域	避難目標地点
内町地区・外町地区	・洲本市本庁舎 ・曲田山 ・三熊山 ・小路谷公会堂付近 ・健康福祉館 ・津波避難ビル(イオン洲本店屋上)
小路谷	・県道76号洲本灘賀集線から山側 ・エクシブ淡路島
潮地区	・洲本実業高校付近 ・検査場跡地付近 ・炬口・塩屋地区の住民で決定した津波避難場所
物部地区	・青雲中学校付近 ・洲本高校付近
上灘地区	・中津川(県道より山側) ・相川(上灘出張所) ・畑田(畑田集会所より山側)
由良地区	・市道由良山手線(旧軍道) ・由良公民館周辺 ・由良小学校周辺 ・由良地区の住民で決定した津波避難場所
中川原地区	・国道28号線より山側
安乎地区	・国道28号線より山側
都志地区	・都志川西側は都志小学校、都志川東側は五色庁舎
鳥飼地区	・県道福良・江井・岩屋線(平見神社付近の高台は除く) (郡家川・柳沢川・平川には近づかない)

2 指定緊急避難場所等の津波災害における避難場所の設定

洲本市は、津波災害が発生した場合、または発生するおそれのある場合、避難対象地区における危険回避のために避難する場所を「指定緊急避難場所」として指定し、その他協定により災害時に避難所として使用できる施設及び各地域で津波発生時に避難場所(避難施設)として定められた場所を津波の避難場所として設定する。

地区名	【L2】	【L1】
内町地区	洲本市本庁舎 津波避難ビル(イオン洲本店) 総合福祉会館 健康福祉館 第二小学校 柳幼稚園 淡路第一・第二プリンスホテル 淡路洲本念法寺 ホテルエクシブ淡路島 洲本市文化体育館 小路谷公会堂付近 三熊山・曲田山	津波警報発表時開設 津波警報発表時開設 状況に応じて開設
外町地区	洲本市本庁舎 津波避難ビル(イオン洲本店) 洲本中央公民館 洲本保育所 三熊山・曲田山	津波警報発表時開設 津波警報発表時開設 津波警報発表時開設
潮地区	洲浜中学校 第一小学校 デイサービスうしお 潮コミュニティ消防センター 検査場跡地 秋葉山神社	津波警報発表時開設 状況に応じて開設
物部地区	青雲中学校 第三小学校 洲本高校 あわじ特別支援学校 物部コミュニティ消防センター JA 淡路日の出洲本支店 淡陽自動車教習所	津波警報発表時開設

地区名	【L2】	【L1】
上灘地区	上灘出張所	津波警報発表時開設
由良地区	由良小学校 由良中学校 由良公民館 由良多目的広場 由良四丁目避難路 由良コミュニティ消防センター 内田コミュニティプラザ付近	津波警報発表時開設 津波警報発表時開設
中川原地区	中川原小学校 中川原公民館	状況に応じて開設
安乎地区	安乎小学校 安乎公民館	状況に応じて開設
都志地区	五色庁舎 都志小学校	津波警報発表時開設
鳥飼地区	防災センター鳥飼 鳥飼小学校	状況に応じて開設

◎津波避難ビルの指定

「イオン 洲本店」

- ・住所 …… 洲本市塩屋1丁目1番8号
- ・構造 …… 鉄骨造・鉄筋コンクリート造 6階層
- ・建築 …… 平成12年(新館)
- ・避難場所 .. 4階屋上駐車場、3階駐車場
- ・避難経路 .. 施設北側車道
- ・協定締結 .. 平成23年8月19日

※市は、津波浸水想定区域内の住民のため、各地域の実状にあわせ、上記の避難場所を参考に、それぞれに適切な避難行動の計画が策定できるよう支援、指導する必要がある。

2節 避難経路の設定

1 避難経路の設定

避難経路については、避難目標及び避難場所への最短ルートで、幅員が比較的広い道路の選択し、避難経路として設定した。

(1)避難経路設定の考え方

避難経路は、避難目標地点へ向かう経路として、以下の考え方に基づき設定した。

◆避難経路設定の考え方

- ・避難の方向が、津波から遠ざかる方向であること
- ・周辺の建物の倒壊、転倒・落下物等による危険性が少ないこと
- ・短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること
- ・複数の迂回路が用意されていること
- ・十分な道路幅員が確保出来ること
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない

(2)避難経路

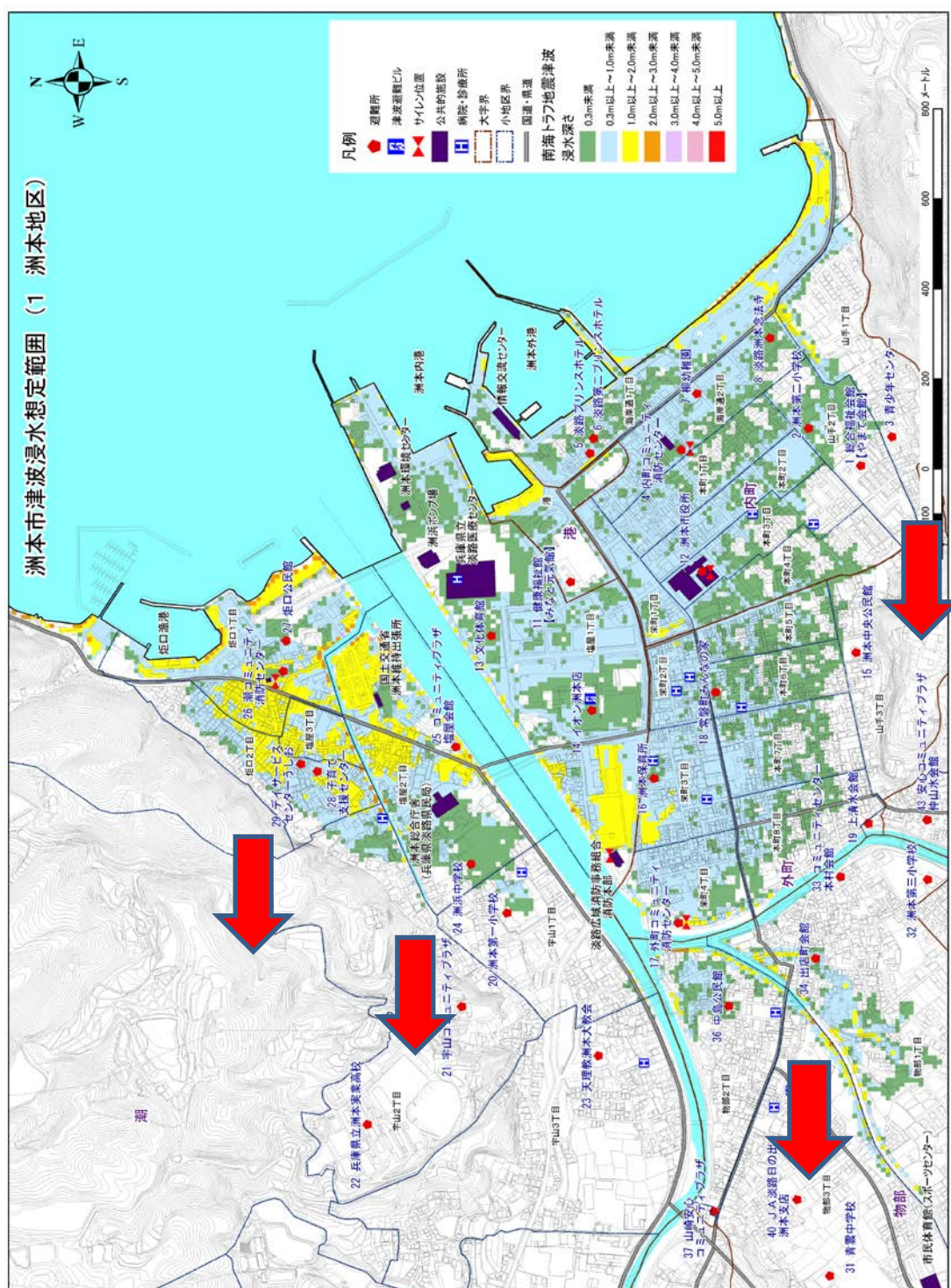
上記の避難経路設定の考え方を原則とし、設定された避難経路は、地区ごとに設定した。

第4章 各地域の津波避難計画

各地域の津波避難について、各地区の避難場所、避難経路について示した。

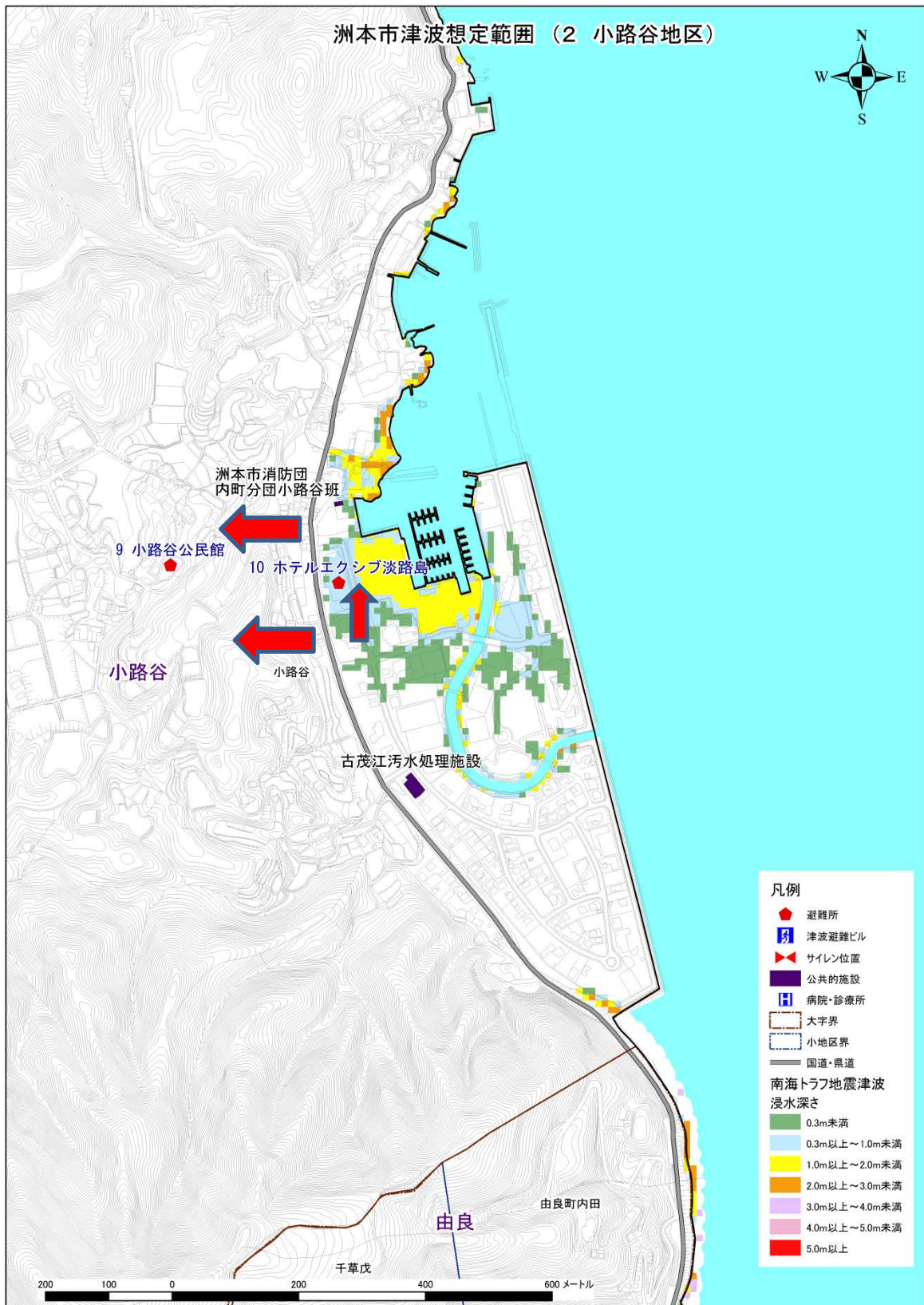
(1)洲本市街地

地区	内町・外町・潮・物部
津波避難世帯数・人口	5, 302世帯 ・ 10, 603人
津波避難目標	洲本市本庁舎、曲田山・三熊山、洲本実業高校、洲本高校、青雲中学校等 ※炬口住民会、塩屋町内会住民で決定した、津波避難場所



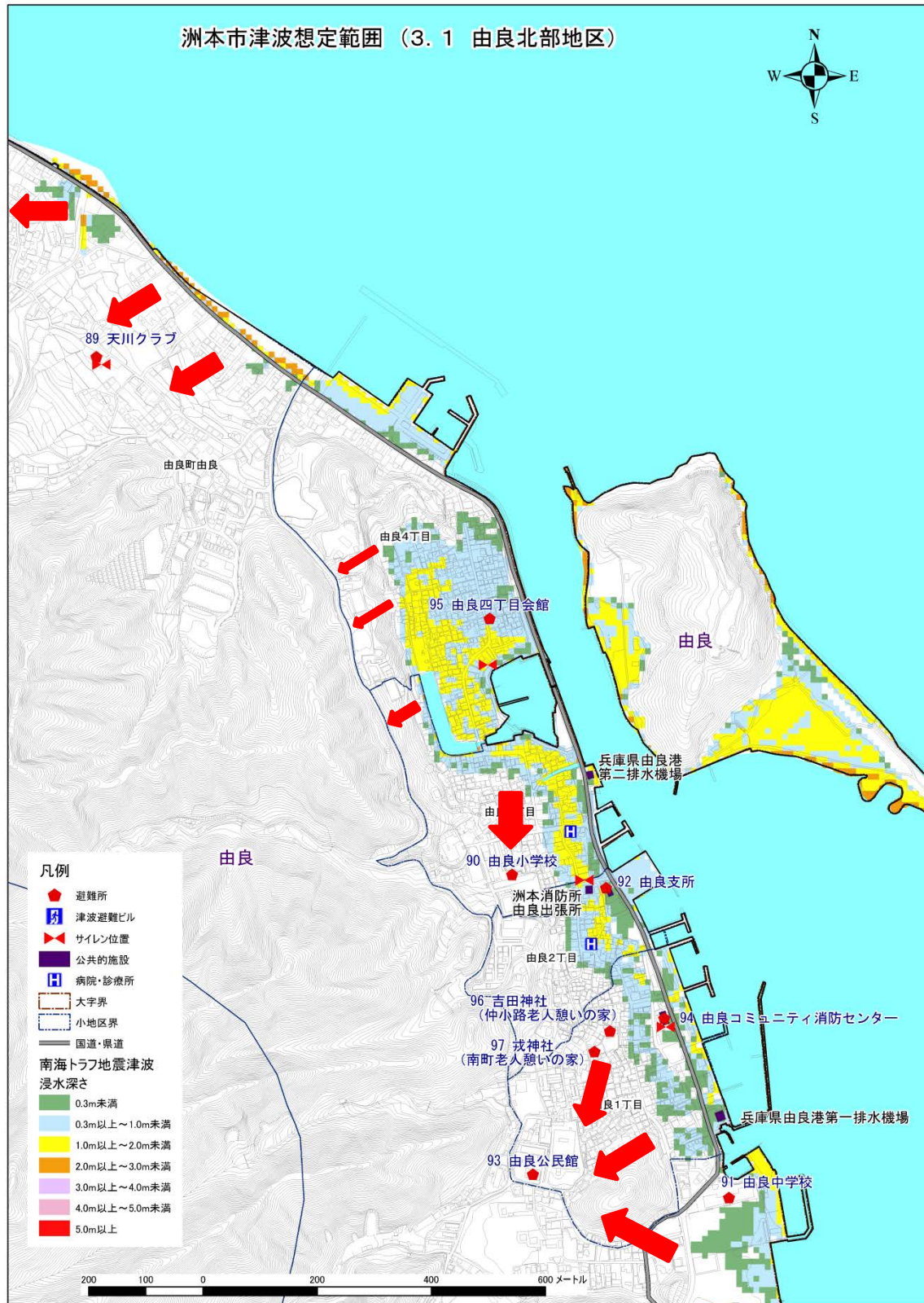
(2) 小路谷地区

地区	小路谷地区
津波避難世帯数・人口	436世帯 ・ 700人(サントピア住民自治会、小路谷町内会)
津波避難目標	県道76号線から西(山側)、エクシブ淡路島



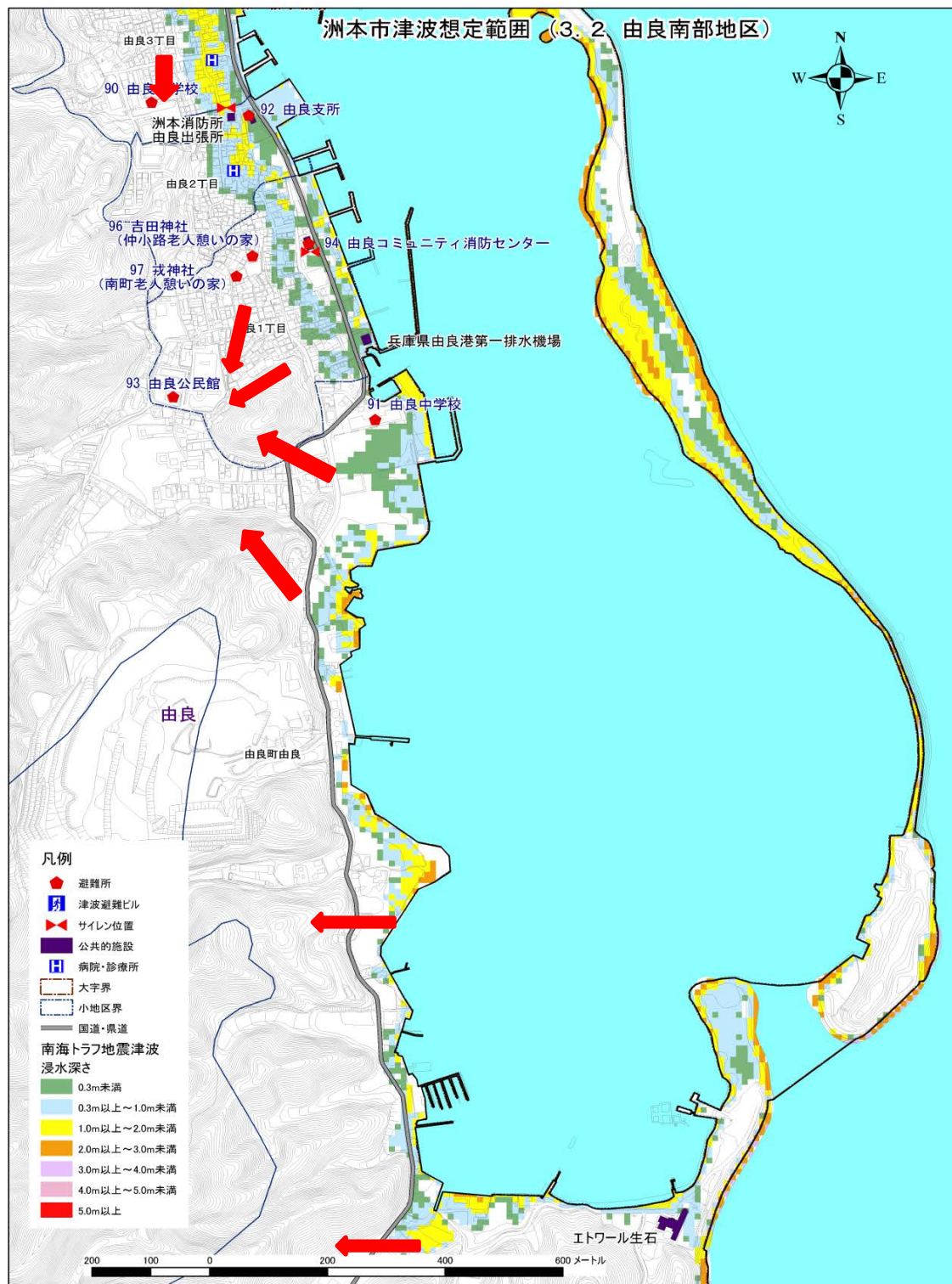
(3. 1) 由良地区(北部)

地区	由良地区(天川、由良一丁目、二丁目、三丁目、四丁目)
津波避難世帯数・人口	1, 347世帯 ・ 2, 415人
津波避難目標	市道由良山手線(旧軍道)、由良小学校付近、由良公民館付近 ※由良地区(各町内会)住民で決定した、津波避難場所



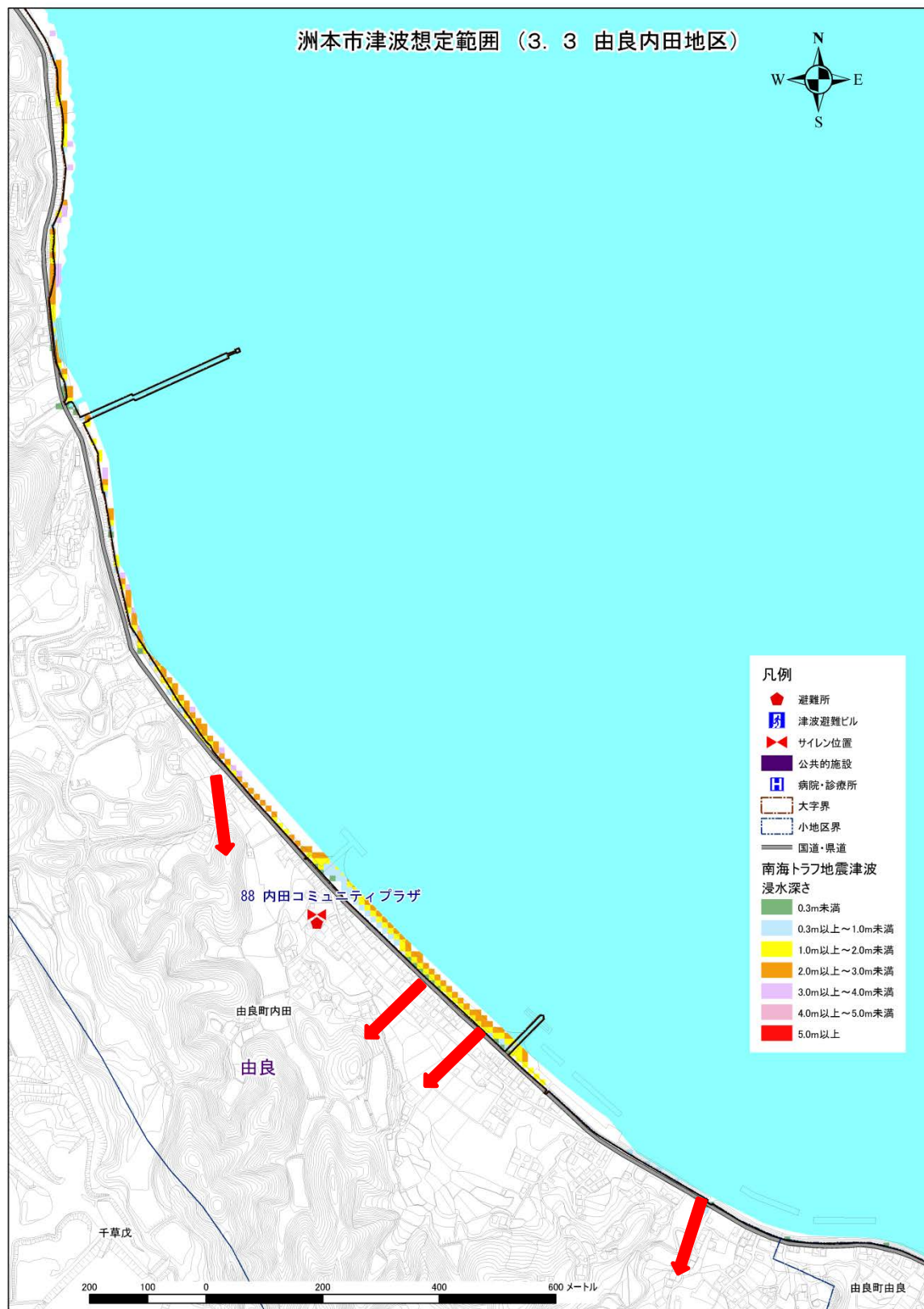
(3. 2) 由良地区(南部)

地区	由良町由良
津波避難世帯数・人口	147世帯 ・ 355人
津波避難目標	由良公民館、由良中学校 ※由良地区(各町内会)住民で決定した、津波避難場所



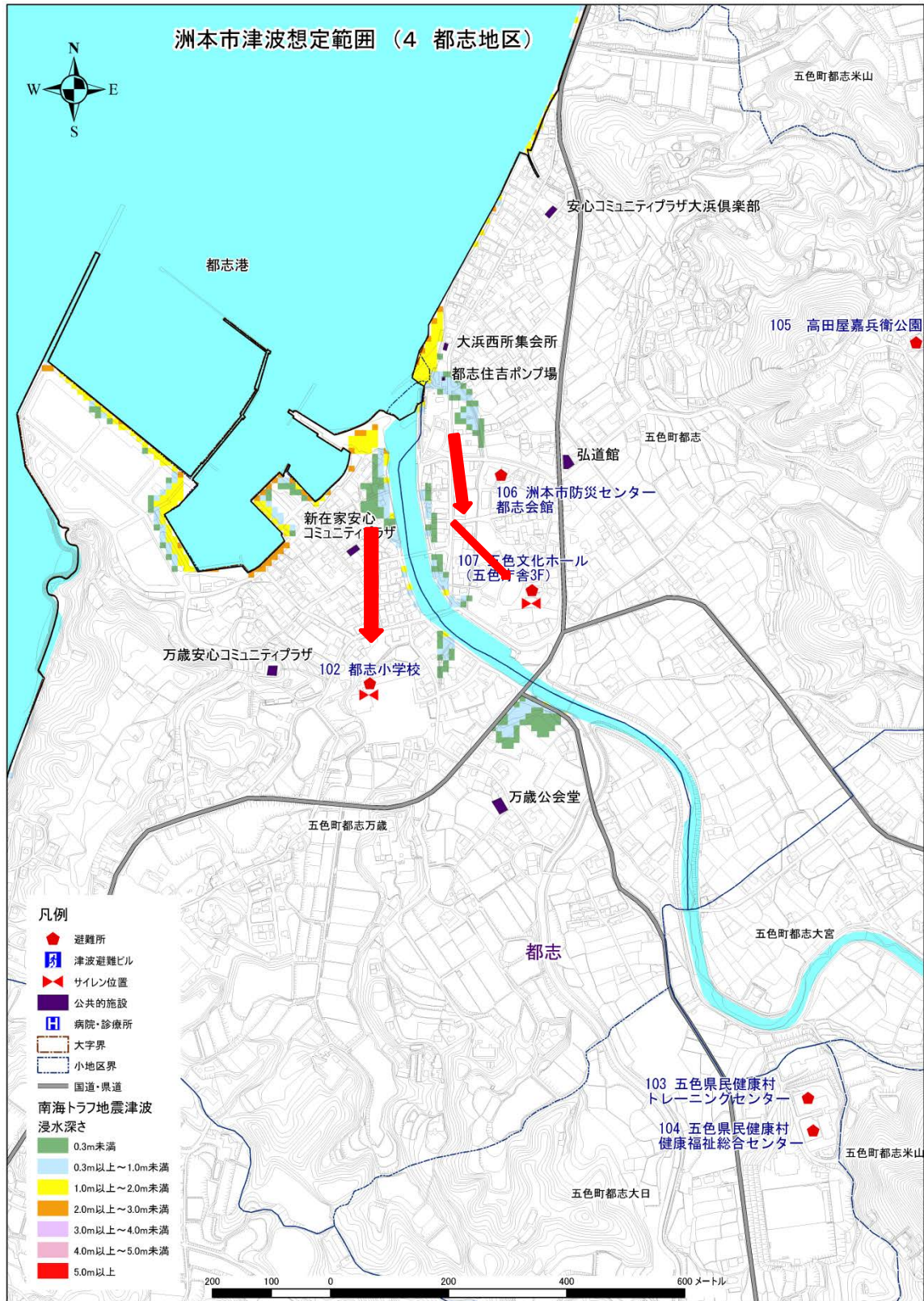
(3. 3) 由良内田

地区	由良内田
津波避難世帯数・人口	190世帯 ・ 458人
津波避難目標	県道76号より西側(山側)



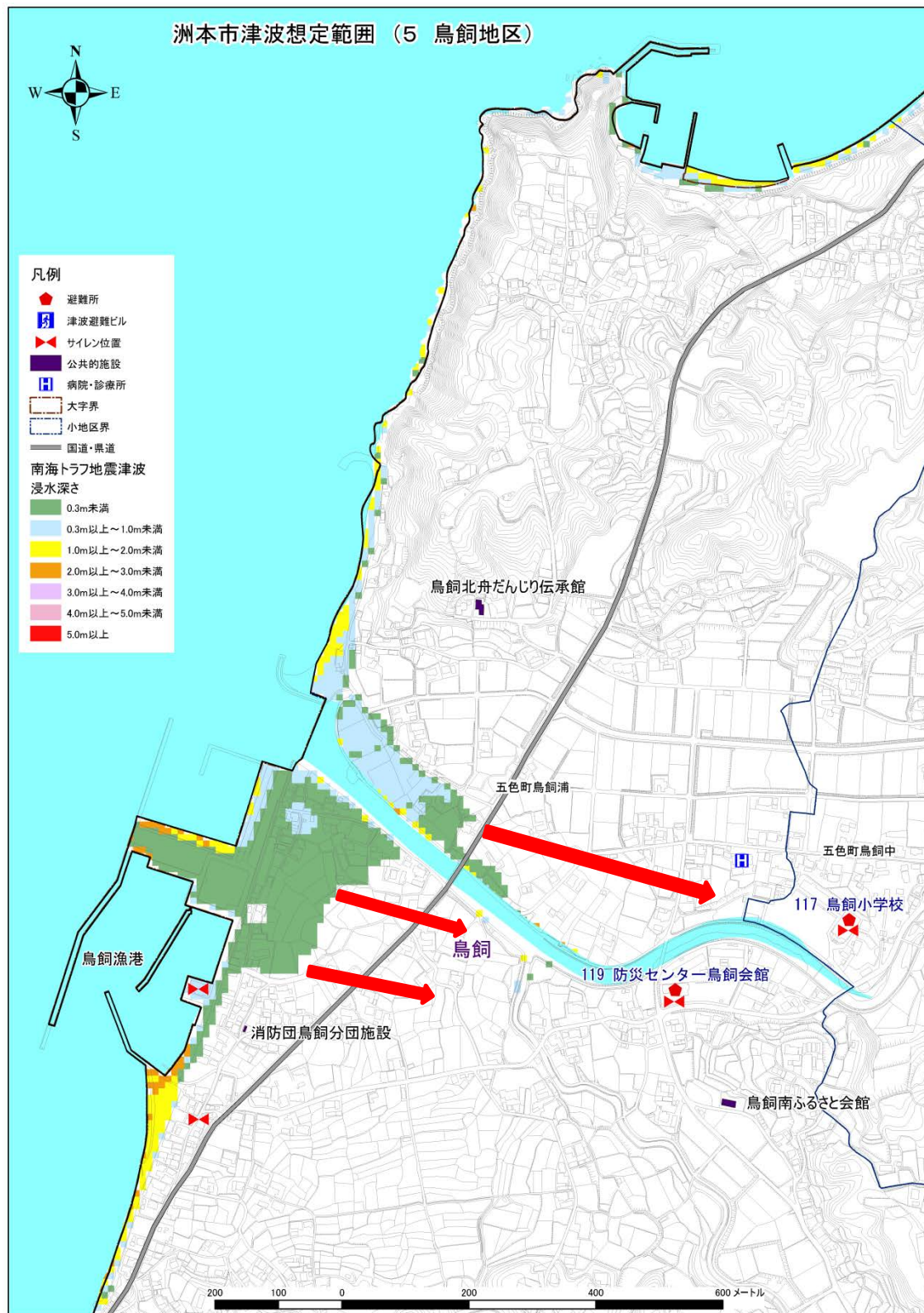
(4)都志

地区	都志
津波避難世帯数・人口	633世帯 ・ 1,418人
津波避難目標	洲本市五色庁舎、都志小学校



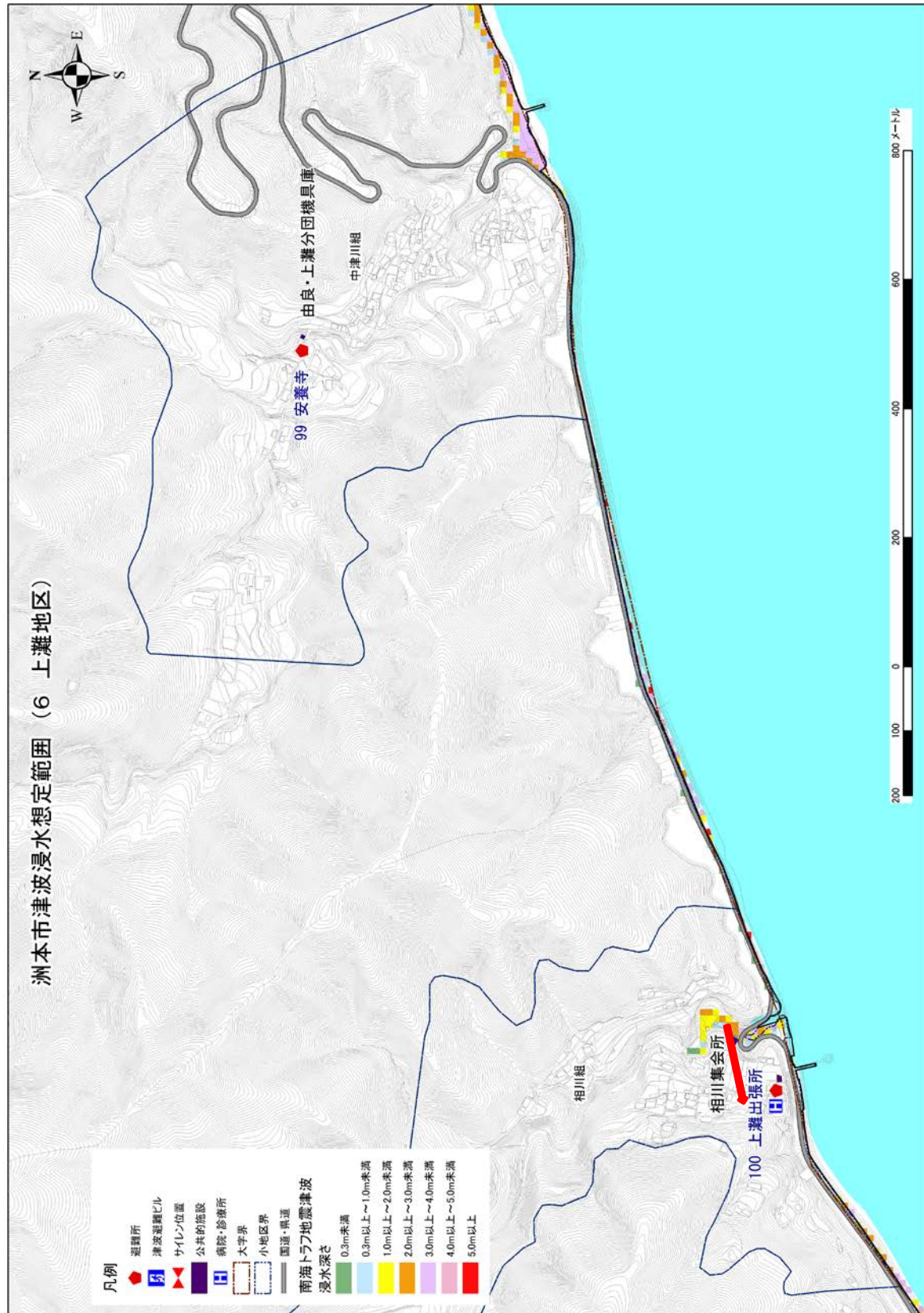
(5) 鳥飼

地区	鳥飼
津波避難世帯数・人口	563世帯 ・ 1, 256人
津波避難目標	県道福良江井岩屋線から東側、防災センター鳥飼、鳥飼小学校



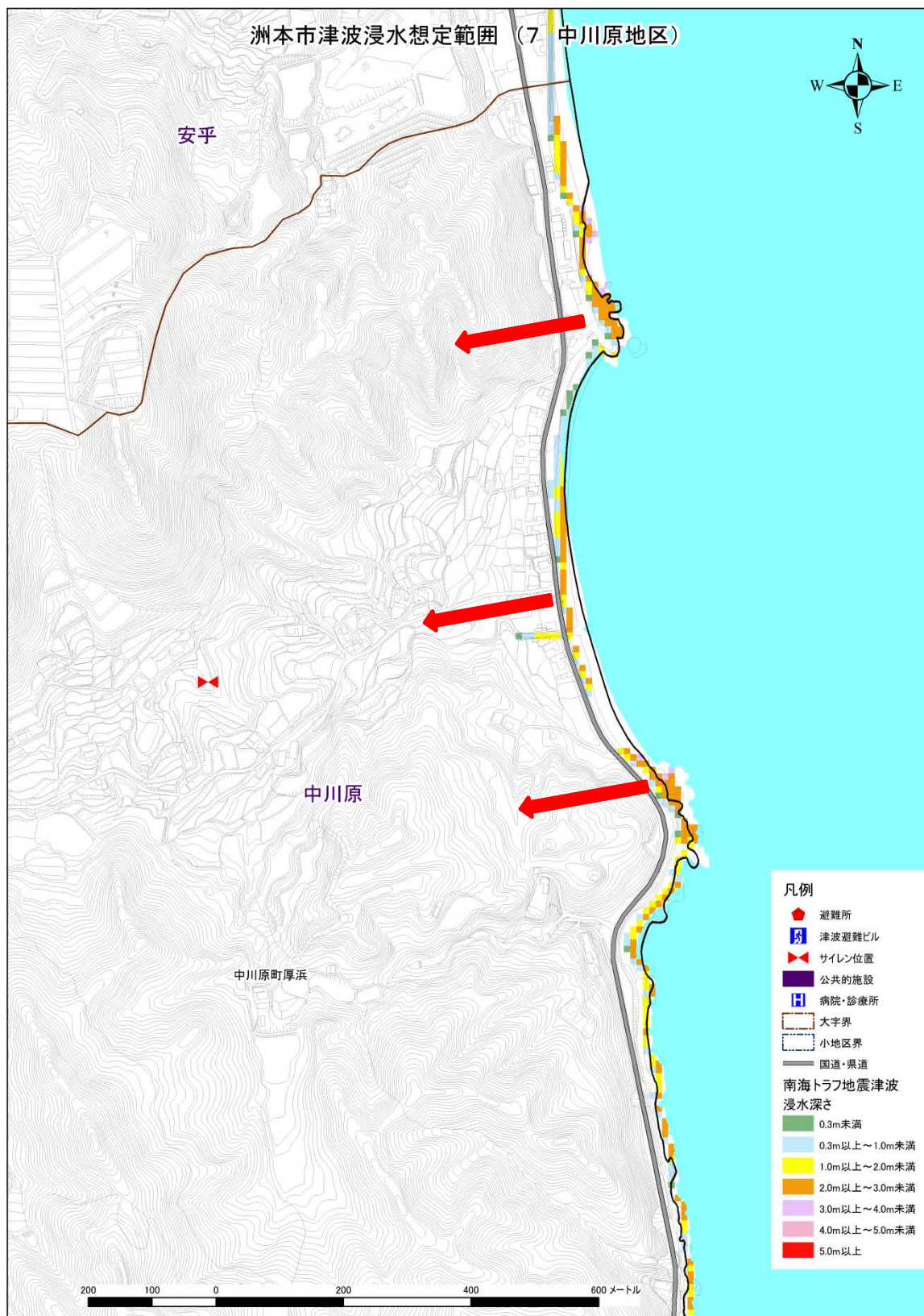
(6)上灘

地区	相川組
津波避難世帯数・人口	23世帯 ・ 37人
津波避難目標	上灘出張所



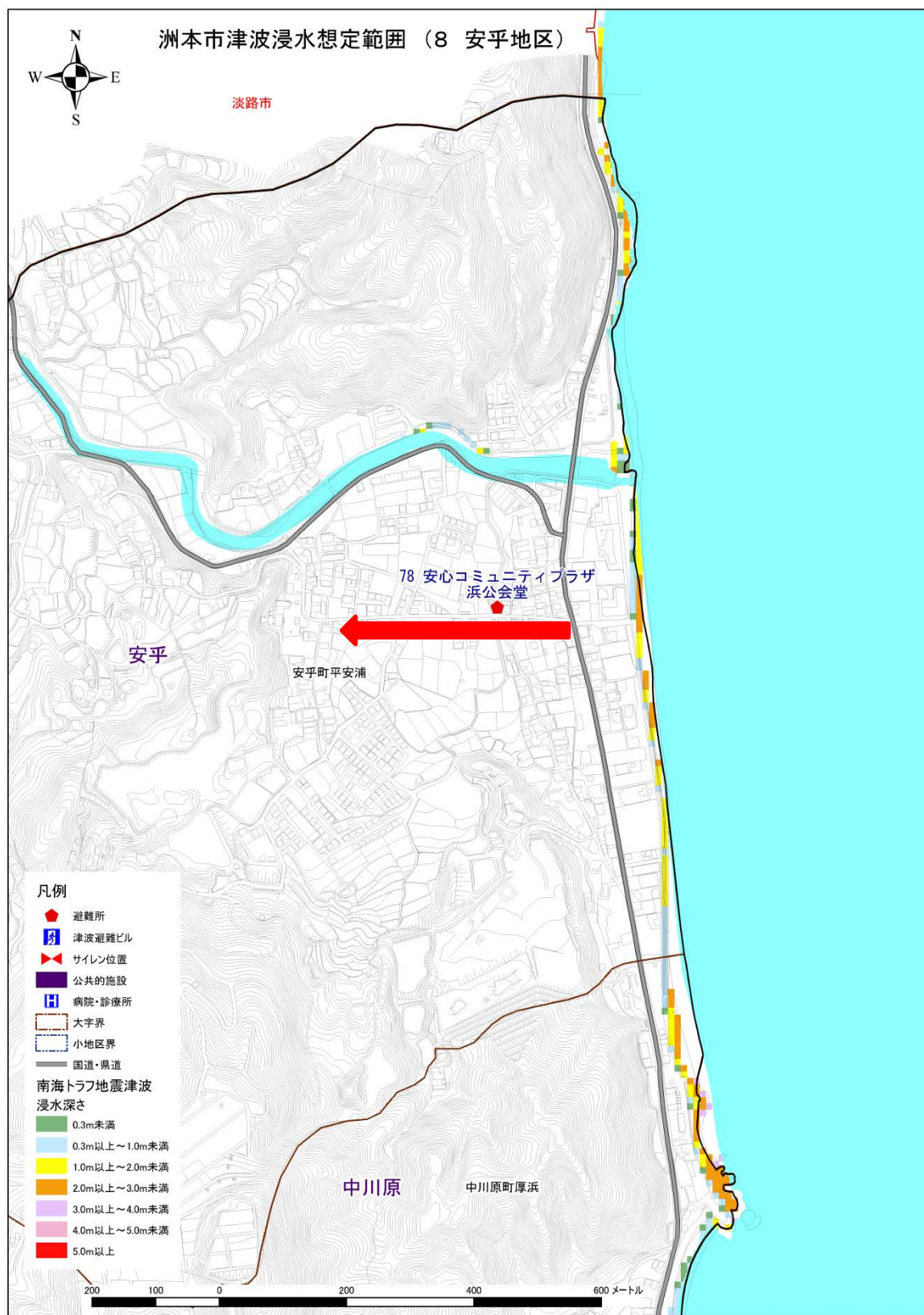
(7) 中川原

地区	中川原(厚浜)
津波避難世帯数・人口	98世帯 ・ 207人
津波避難目標	国道 28 号線より西側(厚浜諏訪神社周辺)



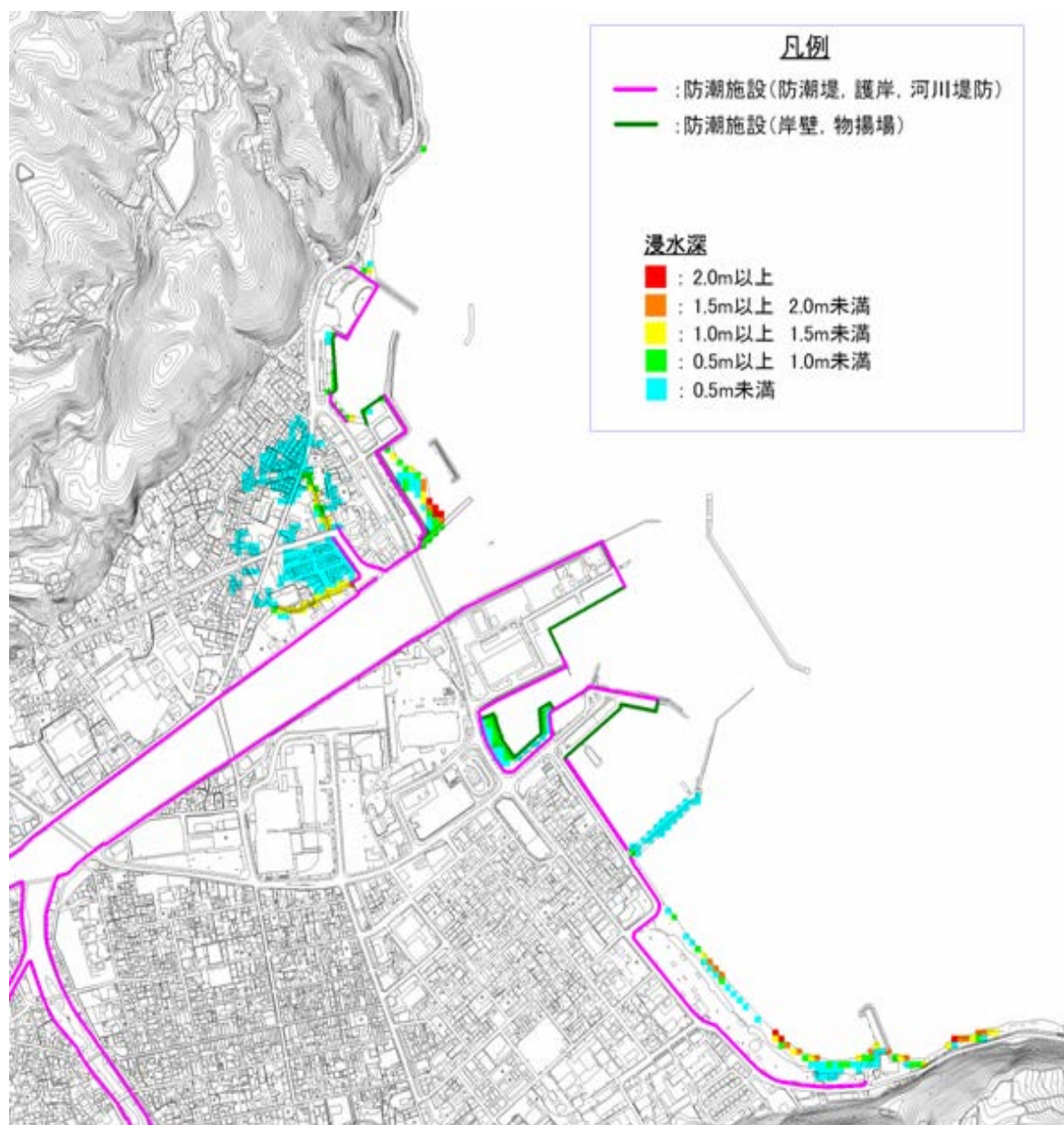
(8) 安乎

地区	安乎(平安浦)
津波避難世帯数・人口	469世帯 ・ 1,155人
津波避難目標	国道 28 号線より西側 安乎小学校、安乎公民館

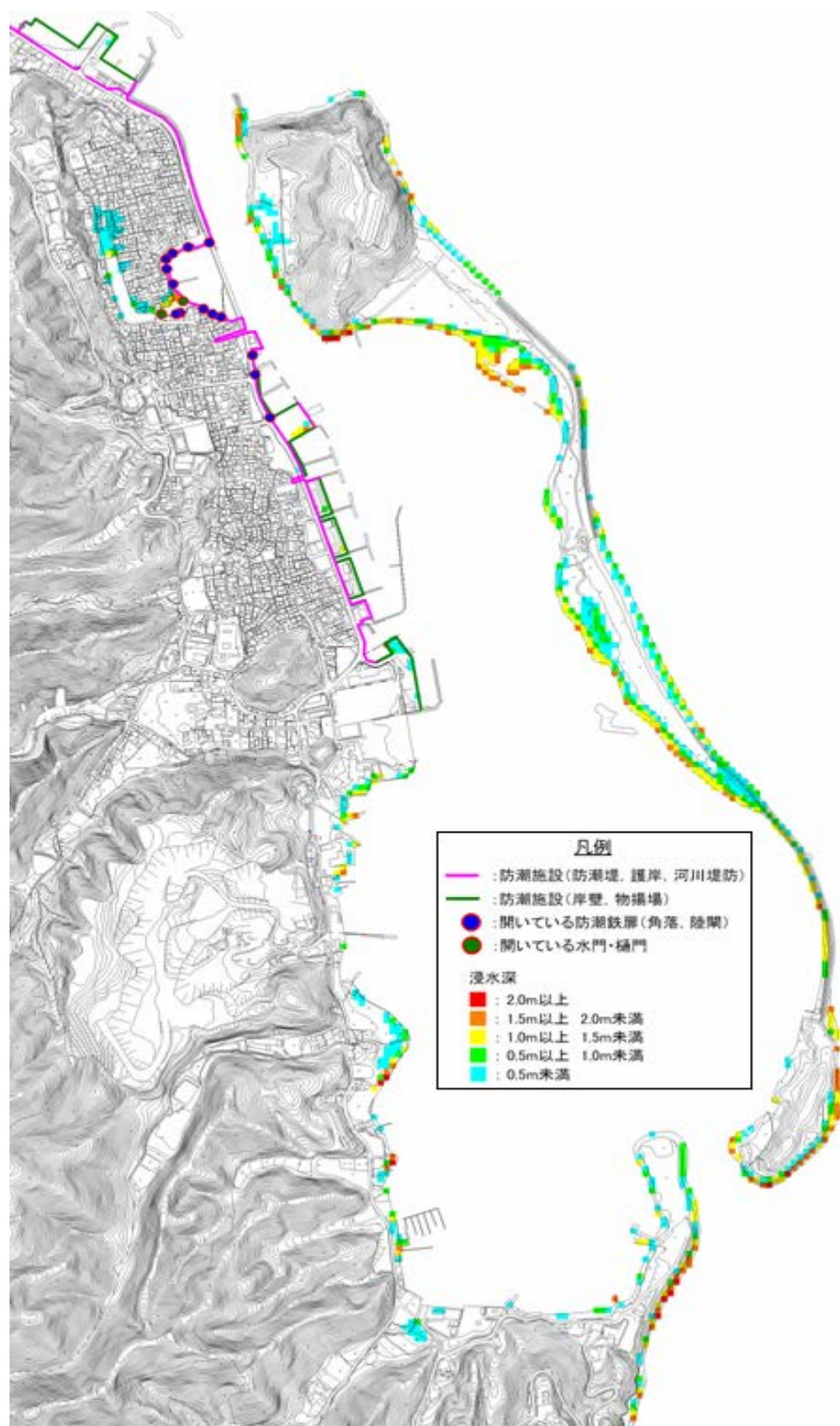


参考【L1】津波浸水予測図

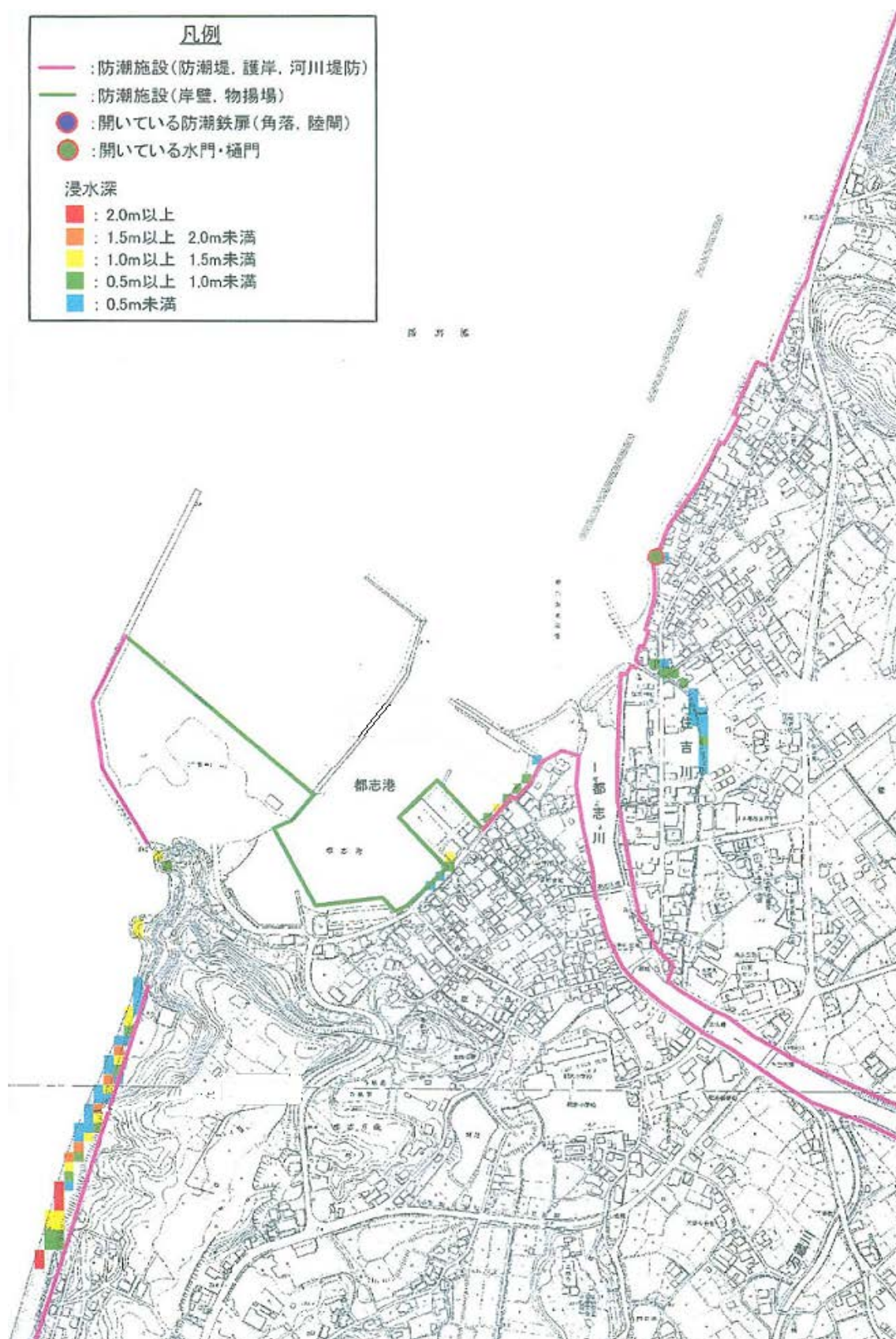
©洲本市街地



◎由良地区



◎都志地区



第5章 配備態勢

第1節 災害時配備態勢及び職員参集

1 職員の配備態勢

「淡路島南部」或いは「兵庫県瀬戸内海沿岸」に津波情報(津波警報等)が発表された場合は、
対象となる職員は速やかに所定の場所へ登庁すること。

但し、被害の発生状況によっては基準に満たない場合でも各種配備態勢が発令される場合があるため、強い揺れを感じた時は、テレビ、ラジオ等により地震・津波情報等の収集に努め、職員参集に備えること。また、洲本市で地震が発生していなくとも、外国(日本近隣国や太平洋沿岸国)で大きな地震が発生した場合、津波発生のおそれがあるため、そのような場合も同様に、津波情報には十分注意すること。

※職員参集要領

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

- ① 総務部長は、災害警戒本部が設置された場合、各班長等に対し、ひょうご防災ネット(職員階層)、庁内放送、又は電話等により配備態勢を指令する。
- ② 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受けることとする。
- ③ 災害対策本部が設置された場合、各班長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告することとする。

(2) 勤務時間外における職員参集

- ① 勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、ひょうご防災ネット職員階層及び連絡員連絡網による。
- ② 当直者は、市内震度4以上の震度情報受信後は、直ちに総務部長、消防防災課職員、各連絡員に連絡すべきものとする。

(3) 職員の自主参集

- ① 職員は、災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生又は災害の発生が予想される場合には、配備態勢の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの庁舎、支所及び指定避難所に参集し、避難所担当者にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

※職員の状況把握及び業務

- 1 職員が参集(登庁)した場合は、所属長に報告する。
- 2 各連絡員は、職員の参集状況について本部班(総括担当)に定期的に報告する。
- 3 本部班(総括担当)は、災害対策本部員の参集(登庁)状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- 4 本部班(総括担当)は、各班の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

＜津波による災害発生時の配備態勢＞

種別	配備態勢の基準	配備態勢の概要	参集対象
第0号配備 (準備態勢)	気象庁が淡路島南部又は兵庫県瀬戸内海沿岸に「津波注意報」を発表したとき	それぞれが分掌する業務分野に応じ、情報収集、広報活動、市民対応が円滑に実施できる態勢とする。	・第0号配備職員
第1号配備 (災害警戒本部設置)	気象庁が淡路島南部又は兵庫県瀬戸内海沿岸に「津波警報」を発表したとき	1 それぞれが分掌する業務分野に応じ、突発的な災害等に対し必要となる応急措置をとるとともに、情報収集及び広報活動を中心とし、救助活動等が円滑に実施できる態勢とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第2号配備以上に移行しうる態勢とする。	・第0号配備員 ・第1号配備員 ・災害警戒本部員
第2号配備 (災害対策本部設置)	市内の地域に震度4程度の震度が観測され、かつ気象庁が淡路島南部又は兵庫県瀬戸内海沿岸に「津波警報」を発表したとき。	1 情報収集及び広報活動のほか、救助救護活動に重点を置きつつ、災害応急対策から災害復旧対策にかけて切れ目なく連続して対処できる態勢とすること。 2 事態の推移に伴い、速やかに第3号配備に移行しうる態勢とする。	・第0号配備員 ・第1号配備員 ・第2号配備員 ・災害対策本部員
第3号配備 (災害対策本部設置)	気象庁が淡路島南部又は兵庫県瀬戸内海沿岸に「大津波警報」を発表したとき	市が有するすべての組織機能をもって対処する態勢とする。	・第0号配備員 ・第1号配備員 ・第2号配備員 ・第3号配備員 (全ての職員)

○状況により市長が必要と認めた場合は、上記の基準にかかわらず、配備態勢の決定、災害警戒本部、災害対策本部の設置を行うこととする。

2 職員参集の通知方法

勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、ひょうご防災ネット職員階層メール及び連絡員連絡網により行う。そのため、携帯電話を所有している職員は必ずひょうご防災ネットには登録しておくこと。

大規模災害発生時には、インフラ設備が被災し、前述の手段による職員参集の連絡通知が行えないことも考えられる。そのような時は、災害毎の参集基準に従って各職員は自主参集を行わなければならない。

3 参集場所

(1) 第0号・1号・2号配備発令時(津波注意報・警報発令時)

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、勤務場所への集合が困難な場合は、所属長に連絡し指示を仰ぐ。所属長への連絡も不可能な場合は、最寄りの庁舎、支所及び指定避難所に参集し、避難所担当者にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

(2) 第3号配備発令時(大津波警報発表時)

大津波警報発表時は、本庁舎自体が津波により浸水のおそれがあるため、参集場所が本庁舎となっている職員は、市民交流センター(洲本市宇原1788-1)へ参集することとし、参集場所が本庁舎以外の職員は、従来通り所属する勤務場所へ参集すること。

市民交流センターが参集場所となる場合は災害対策本部機能は現地で維持すること。

但し、自身の身の安全の確保を最優先とし、登庁に危険を伴う場合は、最寄りの庁舎、支所または指定避難所に参集することとする。

第2節 住民等への情報受信・伝達体制

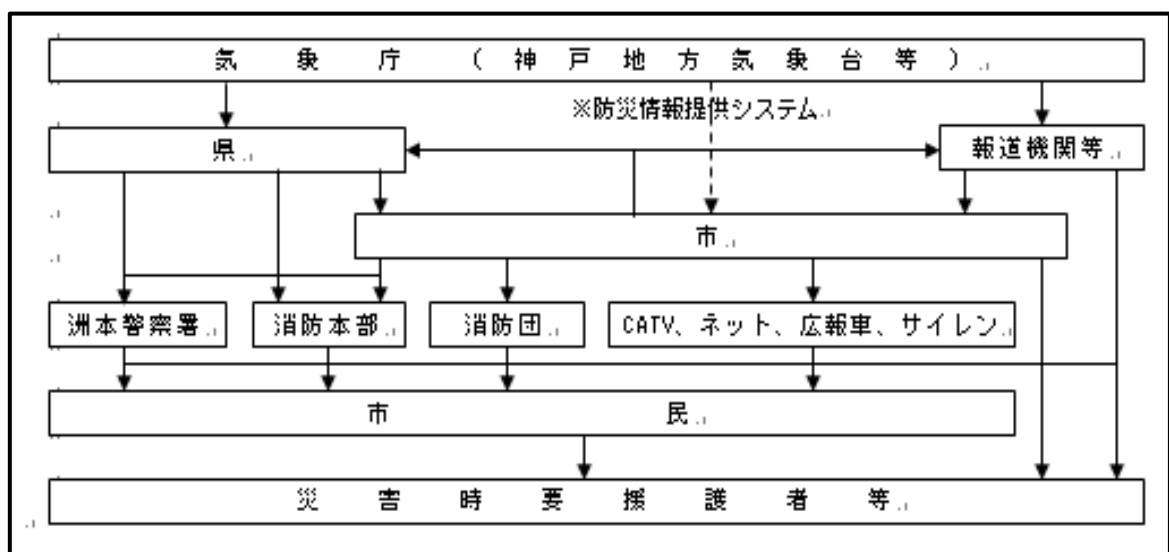
1 大津波警報・津波警報及び避難勧告等の受信体制及び伝達体制

(1) 市民等への情報伝達手段

情報伝達手段は下記のとおりとする。

情報伝達手段	対応	備考
一斉告知放送端末機	消防防災課	CATV電話加入者のみ
屋外スピーカー	消防防災課	J-ALERT 放送対応
ひょうご防災ネット (エリアメール・緊急速報メール)	消防防災課	要事前登録(メール配信)
サイレン	消防防災課	
広報車【ケース1】	企画情報部	【L2】については、職員の安全確保を前提に安全性を十分確保した上で、対応可能な場合のみ必要に応じて実施することとする。
淡路島テレビジョン放送	企画情報部	テロップ放送、緊急放送
J-ALERT(全国瞬時緊急放送)	消防防災課	一斉告知端末機加入者(屋外スピーカー可) ひょうご防災ネット連携
災害情報FAX	福祉課	聴覚障害者対象

○津波情報、受信経路



○津波警報等の発表基準

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (※)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の高いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。」
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

2 災害時要援護者への情報伝達手段の確保

災害時に迅速かつ的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、利用する情報伝達手段は下記のとおりとする。

対 象 者	手 段 (例)
視覚障害者	広報車、サイレン、CATV(一斉告知放送端末、屋外スピーカ)、ラジオ、民生委員、町内会(自主防災組織)、消防団
聴覚障害者	ひょうご防災ネット、テレビ(CATV、地上デジタル放送を含む)、民生委員、町内会(自主防災組織)、消防団、災害情報FAX
肢体不自由者	広報車、サイレン、ひょうご防災ネット、テレビ(CATV、地上デジタル放送を含む)、ラジオ、民生委員、町内会(自主防災組織)、消防団
その他	広報車、消防サイレン、ひょうご防災ネット、テレビ放送(CATV、地上デジタル放送を含む)、ラジオ放送、民生委員、町内会(自主防災組織)、消防団

第6章 平常時の津波対策に関する教育、啓発

第1節 地震・津波防止上必要な教育及び啓発

市は、防災関係機関や地域の自主防災組織、事業所等の防災組織等と協力し、出前講座や防災講習会、津波避難に関するワークショップ等を通じて、住民や事業所等に対する防災教育及び啓発を実施する。防災教育及び啓発の実施にあたっては、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意する。

防災教育及び啓発の内容は、次の事項を基本とする。

◆防災教育・啓発の具体的な内容

- ・南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震・津波に関する一般的な知識
- ・地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上のとるべき行動に関する知識
- ・防災情報の入手方法や伝達経路
- ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難目標地点及び避難経路に関する知識
- ・避難生活に関する知識や避難所運営のあり方に関する知識
- ・日頃から住民が実施可能な応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

また、市は津波ハザードマップを作成・配布し、これら情報の周知に努める。

第2節 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。

防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

◆防災訓練の具体的な内容

- ・職員参集訓練及び本部設定・運営訓練
- ・災害時要援護者（避難行動要支援者）、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ・情報収集、伝達訓練
- ・災害の発生状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- ・水門及び防潮扉等の開閉訓練

また、毎年定期的に実施する通常の防災訓練に加え、訓練参加者が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の災害図上訓練（DIG）や災害の発生が想定される現地での実践的な訓練等も継続して実施する。

第7章 その他留意事項

第1節 港湾・海岸利用者、観光客等の避難対策

洲本市は、漁港施設や観光施設等の施設管理者に対し、利用客への情報伝達方法(時間、主体、情報内容、情報伝達手段)や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成しておくよう促す。

1. 情報伝達

災害発生直後は、ひょうご防災ネット(エリアメール、緊急速報メール)、CATV 告知端末機、CATV 屋外スピーカー、防災サイレン等にて、沿岸部の来訪者や港湾・海岸利用者に対して、避難勧告や避難指示、避難方向などの避難に関する情報を速やかに伝達する。

2. 津波啓発

洲本市では、来訪者や港湾・沿岸利用者の津波啓発として、以下の取り組みを推進する。

(1) 標高表示板の設置

市外からの観光客等の来訪者や港湾・沿岸利用者に対し、避難の参考とするための標高表示板を設置する。

(2) 洲本市電子ハザードマップの活用

津波の危険性(津波浸水想定区域)、避難場所等をリアルタイムで認識、確認できる「洲本市電子ハザードマップ」のシステムにより、スマートフォン、タブレットで防災情報を閲覧する環境を来訪者にも提供する。

(3) 沿岸部の企業・漁業協同組合等と連携した啓発の実施

観光施設の事業者、漁業協同組合と連携し、従業・従事者や来訪者向けの啓発活動を実施する。

第2節 海岸保全施設等の閉鎖

各施設の津波発生時の対応については、平素から都市整備部門(用地課)が県と協議を行い、災害発生の時間帯等も考慮し、対応の別途役割分担を定めるものとする。

1. 閉鎖対応時間の設定

操作員の安全を確保することから、防潮施設等の閉鎖にかかる時間を第1波津波到達時間の30分前を目安とする。ただし、閉鎖対応に要する時間がやむを得ずそれを超えるとみられる場合は、まず安全な場所(高所、3階建て以上の建物等)を確認した上で、水面の上昇を絶えず監視しつつ、異常があれば直ちに退避できる態勢で当たるものとする。

2. 海岸施設等からの浸水が予想される場合の対応

地盤沈下又は海岸施設等の損傷等により、津波による浸水が予想される場合は、操作責任者は速やかに施設管理者へ報告し、施設管理者は避難誘導を指揮する市担当部局へ直ちに連絡する。

第3節 災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難支援

1 災害時要援護者（避難行動要支援者）の定義

災害時要援護者(避難行動要支援者)とは、洲本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための特に支援を要するものである。

洲本市では、以下の者を災害時要援護者(避難行動要支援者)と位置づける。

- ・満65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ・満65歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ・身体障害者手帳に、1級又は2級の身体障害として記載されている者（児）
- ・療育手帳に、A判定の知的障害として記載されている者（児）
- ・精神障害者保健福祉手帳に、1級の精神障害として記載されている者（児）
- ・介護保険法による要介護認定が3以上である者
- ・前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 災害時要援護者（避難行動要支援者）情報の収集と共有

洲本市は、町内会等自主防災組織、洲本市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者と連携し要援護者に関する情報を収集し、避難行動要支援者台帳(名簿)を作成する。また作成した名簿は本人の同意を得た上で、関係機関にて共有化を図る。

3 災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難支援計画の具体化

洲本市では、災害時要援護者(避難行動要支援者)の対応マニュアルを策定し、町内会等の自主防災組織や消防団体等との連携を図り、避難支援者の配置等、避難支援体制を確立する。

4 多様な手段の活用による避難情報の伝達

避難情報を的確に入手・把握できない要支援者が安全に避難するために、一般住民以上に配慮した情報伝達の必要があることに留意する。

- ・視覚障害者・・・防災 FAX
- ・聴覚障害者・・・防災サイレン、ひょうご防災ネット(聴覚障害者災害等緊急時情報発信システム)

第4節 防災業務に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導、水門・陸閘等操作を行う職員、消防職員、消防団員、警察官、民生委員などの安全確保については、従事する者の安全確保を最優先することとする。

※津波警報等発表時の参集場所、防潮施設閉鎖の作業時間に特に留意する。